

# 令和8年度 支所発地域力向上支援金事業募集要項

長野市役所更北支所

## 1 主旨

更北支所では、次のとおり、住民が主体になって行う地域力向上事業に支援金を交付する「支所発地域力向上支援金事業」を募集します。

## 2 支援対象者

更北支所管内に居住する住民又は更北支所管内に勤務する者を構成員に含む団体

## 3 支援対象事業

本年度は、次のテーマに関する事業を対象とします。

### 『地域の安心・安全のまちづくりを目的とする事業』

- 防災、減災及び避難に必要な事業
- 安全意識の啓発や広報等
- 地域の安心・安全の実現のために必要な機器等の購入 など

### 『スポーツによる地域の活性化を目的とする事業』

- 多くの人に参加できるスポーツを振興する事業
- 学校と地域が連携してスポーツを促進する事業
- プロスポーツ等を地域一体となり応援する事業 など

## 4 支援対象外事業

- (1) 宗教的又は政治的活動に係る事業
- (2) 特定の企業、団体又は個人の利益を追求する事業
- (3) 公序良俗に反する事業
- (4) その他適当でないと認められる事業

## 5 支援対象経費

支援対象事業の実施に要する経費から、下記に掲げる支援対象外の経費を控除した経費ただし、物品等のうち、備品に相当するもの（取得額3万円以上）については、活動を3年以上継続することを条件とします。

(支援対象外経費)

- ア 国、県、市及びその外郭団体や民間団体等の助成を受けた費用
- イ 特定の個人が所有することとなる物品等の購入費用
- ウ 構成員の懇親のための飲食費又は人件費、謝礼等に係る費用
- エ 補助対象事業者自らの運営に要する恒常的な費用
- オ その他適当でないと認められる経費

## 6 支援金の予算及び交付内容

- (1) 予算総額 50万円
- (2) 支援対象事業費 3万円以上
- (3) 支援金の交付率 10/10以内
- (4) 支援金の限度額 1事業あたり、原則として10万円を限度とします。

※ 支援対象事業数や内容等により総額50万円を上限として、金額が増減する場合があります。

## 7 事業の募集方法

- (1) 支援金の交付を受けようとする団体は、次の募集期間内に「事業計画書(申込書)」を更北支所に提出してください。

\* 提出時に事前確認を行いますので連絡ください。

- (2) 募集期間 令和8年6月1日(月)～6月30日(火)

## 8 選考方法等

- (1) 次の委員による選考委員会において、支援対象事業の選考を行います。  
更北地区住民自治協議会正副会長、更北支所長
- (2) 事業の選考は、次の視点により行います。
  - ア 事業の必要性(地域としての必要性等)
  - イ 費用の適正性(費用負担、積算方法の適正性)
  - ウ 事業の効果(受益者の範囲、事業実施による成果、解決できる課題等)
  - エ 事業の将来性(事業終了後の自立と発展)
  - オ 組織の安定性や過去の活動実績
  - カ その他必要な事項
- (3) 令和8年7月中に選考委員会を開催し、書類審査により支援対象事業を決定しますが必要によりヒアリング等を行います。ただし、緊急性がある場合は、持ち回りの審査を行うことができるものとします。  
なお、審査の結果、採択できない場合がありますのでご了承ください。  
審査結果は、令和8年7月31日(金)までに応募者全員に通知します。
- (4) 支援対象事業は、令和9年2月26日(金)までに終了するものとします。
- (5) 事業が完了したときは、2週間以内に「事業実績報告書」を提出ください。  
また、未使用の支援金及び支援対象外経費に使用した支援金は、返納いただきます。

## 9 支援対象事業の公表等

支援対象事業及び事業者は、市ホームページ等で公表します。

## 10 支援対象事業の追加募集

選考の結果により、支援金額の総額が、予算総額に達しない場合は、支援対象事業の追加募集を行います。